

介護業界に強みを持ちたい税理士の必読書！待望の改訂版！

改訂版

税理士のための

介護事業所の

会計・税務・経営サポート

藤尾智之 著

A5判・352頁

定価3,300円

(本体3,000円+税10%)

### 本書の特色

介護業界出身の税理士が基本的事項からやさしく解説。介護ビジネスの全体像の把握が可能！

会計・税務について“介護事業特有の注意すべきポイント”を解説し、業務遂行を支援！

創業支援や介護保険外事業のアドバイスなど、経営サポートの実践的な方法も豊富に掲載！

改訂版では令和3年度の介護保険法改正や介護報酬改定についても解説！



### 本書の主な内容

#### 第1章 介護業界の基礎知識

介護サービスの種類とその特徴／  
介護保険制度の仕組み／  
介護報酬の仕組み／  
介護事業所の年間スケジュール

#### 第2章 介護業界の動向

介護現場の実情／介護勉強会／  
介護カフェ／社会福祉法人制度改革／  
令和3年度介護保険法改正／  
令和3年度の介護報酬改定

#### 第3章 会計上の留意点

勘定科目／会計の区分方法／費用科目の按分について／  
売掛金（事業未収金）管理／社会福祉法人の独特な会計処理

#### 第4章 税務上の留意点

法人税／消費税／所得税／印紙税／地方税／税務調査／  
マイナンバー制度への対応／社会福祉法人（公益法人）に特有の  
税務の扱い

#### 第5章 経営サポート

創業支援／事業計画書の作成支援／資金調達、資金繰り／  
介護保険外事業のススメ／稼働率向上サポート／  
職員採用支援／営業支援（広報・広告等）



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

あるのか経営者自身が知っておくべきです。

介護保険制度の最新情報を掲載

9 令和3年度の介護報酬改定

令和2年(2020年)の初頭から年末にかけて令和3年度の介護報酬の改定が審議されました。まず、全体的な話として、介護報酬は0.7%のプラス改定となりました。この対策費として位置づけられて費が嵩むため、それを補う必要があります。今回の介護報酬改定強化が1つの目玉といえます。考え方と、事業所数が比較したいと思います。

基となる情報は、厚生労働省介護報酬改定に関する審議 https://www.mhlw.go.jp/

(1) 基本的な考え方

- ① 感染症や災害への対応力
- ② 地域包括ケアシステムの
- ③ 自立支援・重度化防止の
- ④ 介護人材の確保・介護現
- ⑤ 制度の安定性・持続可能

●事業活動計算書の勘定科目の例

| 大区分      | 中区分         | 小区分         | 説明                  |
|----------|-------------|-------------|---------------------|
| 介護保険事業収益 | 施設介護料収益     | 介護報酬収益      | 特別養護老人ホームの介護報酬の9割   |
|          | 居宅介護料収益     | 介護報酬収益      | 通常規模型デイサービスの介護報酬の9割 |
|          | 地域密着型介護料収益  | 介護報酬収益      | 認知症対応型サービスの介護報酬の9割  |
|          | 居宅介護支援介護料収益 | 居宅介護支援介護料収益 | ケアマネの介護報酬10割        |

上記の通り、通常規模型デイサービスの介護報酬は、(中区分)居宅介護料収益(小区分)介護報酬収益でしか仕訳を切りません。他の勘定科目は一切みません。もし、クライアントとなる介護事業所が通常規模型デイサービスだけを事業展開しているのであれば、居宅介護料収益のところだけ理解できていれば対応できるというわけです。

(1) 介護報酬

もう少し詳しく内容を見ていきましょう。

介護報酬と呼ばれるのは、次に掲げる勘定科目です。介護報酬は、9割部分と1割部分に分かれます。9割部分は保険者(市区町村)から支払われ、1割部分は利用者が支払います。

勘定科目上では、介護報酬のうち9割部分を介護報酬収益と呼び、1割部分を負担金収益と呼びます。なお、利用者の中には収入が多いために2割負担や3割負担、8割または7割、本書の説明では、介護報酬の1割が公費というの

税理士が知っておきたい介護関連用語をコラムで確認

介護事業所の経営を支える具体策を①会計、②税務、③経営サポートの3段階でわかりやすく解説!

解説を補足する図表を豊富に収録

1 法人税

| サービス名                  | R2年1月   | R2年2月  | R2年3月 | R2年4月  | R2年5月 | R2年6月  | R2年7月 |
|------------------------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) | 618     | 179    | 29.0% | 213    | 34.5% | 392    | 63.4% |
| 介護老人福祉施設               | 8,141   | 5,623  | 69.1% | 1,175  | 14.4% | 6,798  | 83.5% |
| 介護老人保健施設               | 4,271   | 2,222  | 52.0% | 931    | 21.8% | 3,153  | 73.8% |
| 介護療養型医療施設              | 745     | 99     | 13.3% | 105    | 14.1% | 204    | 27.4% |
| 介護医療院                  | 296     | 82     | 27.7% | 57     | 19.3% | 139    | 47.0% |
| 合計                     | 146,809 | 40,515 | 27.6% | 43,146 | 29.4% | 83,661 | 57.0% |

【出典】厚生労働省「介護給付費実態調査」のR2年1月調査分(R1年12月サービス提供分)の別別集計より算出 ※介護予防サービスを除いて集計。

従来の介護職員処遇改善加算の全体の算定率が同資料において92.6%となっていることと比較すると、まだまだ算定する事業所が少ないということがわかります。当初、介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算とは申請書類(フォーマット)が別々で手間がかかるという問題がありましたが、現在は統一され手間もかからなくなりました。介護職員や介護事業所スタッフの給与は他の産業と比較してまだ低いと言われていま

知っておきたい介護用語 介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算の2階建て部分として令和元年10月にスタートした新たな処遇改善加算です。ベテラン介護職員のさらなる定着率の向上を目指し、賃金を全産業の平均年収440万円へ引き上げるための取り組みとして始めました。対象者はベテラン介護職員、ベテランを除いた介護職員、介護職員以外の職員となります。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

申込書<第一法規刊>

| 書名   | 価格                          | 部数 |
|--|-----------------------------|----|
| 改訂版 税理士のための<br>介護事業所の会計・税務・経営サポート [075507] | 定価3,300円<br>(本体3,000円+税10%) | 部  |

\*弊社宛お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買上げ金額合計5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

|   |  |   |
|---|--|---|
| *代金引換手数料について<br>一回あたりのご購入金額<br>(商品の税込価格+送料)の合計が | 1万円以下の場合、330円(税込)<br>3万円以下の場合、440円(税込)<br>10万円以下の場合、660円(税込) | *送料・代引き手数料を含む合計金額は、商品のお届時に<br>配送業者に現金でお支払いください。<br>その際、クレジットカードはご利用いただけません。 |
|---|--|---|

年 月 日

|             |        |   |   |
|-------------|--------|---|---|
| ご住所         | 〒 ー    |   |   |
| 事務所名        |        |   |   |
| フリガナ<br>ご氏名 | TEL    | ー | ー |
|             | E-mail | @ |   |

<お客様の個人情報の取扱いについて>

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8580  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX: 0120-302-640

書店印